

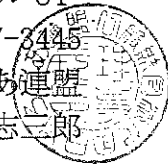
内閣総理大臣  
安倍 晋三 様

〒162-0801 新宿区山吹町 130 SK ビル 8F

Tel 03-3268-8847 ・ Fax 03-3267-3445

一般財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 石野富志三郎



## 「台風 8 号」に関する 聴覚障害者への情報保障について (緊急要望)

日頃は私たち聴覚障害者への情報保障等に、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。  
また、東日本大震災以来、首相官邸における記者会見に手話通訳者を配置していただき、誠にありがとうございます。

しかし、首相官邸における記者会見の様子は、生中継やオンデマンドでは手話通訳つきで見ることができますが、NHKを含む各放送局のニュース番組には、手話通訳者が映されることはありません。そのため、せっかく首相・官房長官等が国民に向けて説明される内容も、聴覚障害者には伝わっていません。

また、本日気象庁より「台風 8 号」が強い勢力を持ち 8 日には沖縄本島にかなり接近すること、そして、午後 6 時には宮古島地方に「特別警報」が発表されました。

「台風 8 号」関連の情報について、首相・官房長官等の記者会見を行う際には、聴覚障害者に正確な情報を迅速に伝えるためにも、下記のことを強く要望いたします。

### 記

1. 現在、官邸記者会見の手話通訳者は、話し手（首相・官房長官など）から離れて立ち、話し手とは別のカメラで収録されます。そのため、ニュース番組では話し手のみの映像が流されます。  
手話通訳者は話し手の横に並んで立ち、一つのカメラで収録することで同一画面に映るようになしてください。
2. 官邸記者会見等、政府関係の発表をインターネットで配信するときは、必ず字幕、手話通訳を付けて正確な情報を聴覚障害者にも伝わるようになしてください。

以 上

総務大臣

新藤 義孝 様

〒162-0801 新宿区山吹町 130 SKビル 8F

Tel 03-3268-8847 ・ Fax 03-3267-3445

一般財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 石野富志三郎



## 「台風 8 号」に関する 聴覚障害者への情報保障について（緊急要望）

日頃は私たち聴覚障害者への情報保障等に、格段のご配慮を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、気象庁の発表では台風 8 号は猛烈な勢力となり、8 日には沖縄本島にかなり接近し、その後九州に接近する恐れがあるとしています。また、先ほど午後 6 時には、宮古島地方に気象庁より「特別警報」が発表されました。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では緊急災害放送番組等に「手話・字幕」の付与がなかったため、多くの聴覚障害者が正しい情報を入手することができませんでした。

東日本大震災を教訓に、当連盟では緊急災害放送には「手話・字幕」の付与を義務化するよう求めてきましたが、依然として改善されておらず残念でなりません。

台風 8 号に関する緊急要望として、下記事項を強く要望いたします。

### 記

1. NHK、民放各社に対し、緊急災害時におけるローカル番組を含むテレビ番組には、「手話通訳と字幕」の付与を必須とするよう働きかけてください。

#### <説明>

- ・字幕が必要なのは聴覚障害者ばかりではありません。聞き逃したり、周りが騒がしく聞きづらいなど、字幕で情報を得ている方も多くいます。  
そのため、直接、画面に字幕を挿入して放送するのが一番理想です。それが困難な場合は、字幕放送による字幕付加を必ず行ってください。
- ・災害時には居住地の様子を放映するローカル番組こそ、重要な情報源です。緊急災害の場合はローカル番組においても「手話通訳と字幕」を挿入してください。
- ・聴覚障害者向けの「手話ニュース」を緊急放送し、緊急災害時の放送番組には手話通訳を挿入して放送して下さい。

2. NHK及び民放各社に対し、緊急災害時にはローカル番組を含むニュース・その他の必要な情報を、特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構に速やかに提供するよう、働きかけて下さい。

<説明>

特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構が放送している「目で聴くテレビ」では、災害時には聴覚障害者向けに緊急災害放送を実施しています。

NHK及び民放各社より災害情報を提供いただくことで、聴覚障害者や聴覚障害者情報提供施設等では「目で聴くテレビ」により、「手話と字幕」付で一般視聴者と等しく情報を得ることができます。

3. 「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」では、最低限「緊急災害時の放送」への字幕・手話の付与を義務付けてください。

<説明>

2012年10月2日付で公表された見直し後の「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」では、「大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与する。災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与する」と努力義務に留まっており、手話放送に至っては緊急災害時に関する指針がありません。緊急災害時の放送に関しては早急に字幕・手話の付与を義務化してください。

以 上

NHK

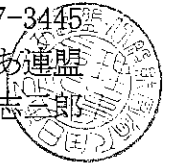
会長 梶井勝人 様

〒162-0801 新宿区山吹町 130 SKビル 8F

Tel 03-3268-8847 ・ Fax 03-3267-3445

一般財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 石野富志 三郎



## 「台風 8 号」に関する 聴覚障害者への情報保障について（緊急要望）

日頃は私たち聴覚障害者への情報保障等に、格段のご配慮を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、気象庁の発表では台風 8 号は猛烈な勢力となり、8 日には沖縄本島にかなり接近し、その後九州に接近する恐れがあるとしています。また、午後 6 時には宮古島地方に、台風 8 号による「特別警報」が発表されました。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では緊急災害放送等に「手話・字幕」がつかなかったため、多くの聴覚障害者が正しい情報を入手することができませんでした。

東日本大震災を教訓に、当連盟では緊急災害放送には「手話・字幕」の付加を義務化するよう求めてきましたが、依然として改善されておらず残念でなりません。

貴協会が公共放送としての使命を果たされるよう、下記の通り強く要望いたします。

### 記

1. 台風 8 号に関わる緊急災害放送には、ローカル番組を含むテレビ番組に、「手話通訳と字幕」を必ず付与してください。

#### <説明>

- ・字幕が必要なのは聴覚障害者ばかりではありません。聞き逃したり、周りが騒がしく聞きづらいなど、字幕で情報を得ている方も多くいます。そのため、直接、画面に字幕を挿入して放送するのが一番理想です。それが困難な場合は、字幕放送による字幕付与を必ず行ってください。
- ・災害時には居住地の様子を放映するローカル番組こそ、重要な情報源です。緊急災害の場合はローカル番組においても「手話通訳と字幕」を付与してください。
- ・聴覚障害者向けの「手話ニュース」を緊急放送し、緊急災害時の放送番組には手話通訳を挿入して放送して下さい。
- ・放送法第 7 条（日本放送協会定款第 3 条）には「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、且つ、良い放送番組による国内放送を行い・・・」とあります。

「公共の福祉のために、あまねく」と貴協会が謳われているように、「公共放送」ということを強く認識いただき、「公共」から聴覚障害者を排除することのないよう、速やかに対応していただきますようお願いいたします。

2. 緊急災害時には、特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構に対し、ローカル番組を含むニュース・その他の必要な情報を、速やかに提供してください。

<説明>

特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構が放送している「目で聴くテレビ」では、災害時には緊急災害放送を実施しています。

貴協会より災害情報を提供いただくことで、聴覚障害者や聴覚障害者情報提供施設等では「目で聴くテレビ」により、「手話と字幕」付でNHKの一般視聴者と等しく情報を得ることができます。

以 上